



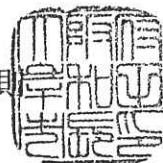
岸 環 保 第 212 号  
平 成 27 年 7 月 30 日

岸和田市環境審議会

会 長

様

岸和田市長 信貴 芳則



岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）  
に係る項目の許容限度の見直しについて（諮問）

岸和田市環境保全条例（平成 15 年条例第 16 号）に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて、審議会の意見を求める。

[諮問理由]

岸和田市環境保全条例に基づく排出規制については、順次必要な規制項目の追加等の見直しを行ってきており、現在、28 項目が有害物質として設定されているところである。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについては、国が平成 26 年 11 月 17 日に当該項目の基準値を、それまでの 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に見直した。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて、審議会の意見を求めるものである。